

令和3年度第4回国立大学法人埼玉大学経営協議会議事要録

日 時 令和4年1月27日（木）10：40～12：03

場 所 事務局第一会議室及びZoom 併用

出席者 [会議室] 坂井学長、重原理事、柳澤理事、西井理事、岡村理事、中村理事、
佐々木委員、平本委員、山名委員
[Zoom] 内海委員、利根委員

欠席者 小安委員、砂川委員

陪席者 [会議室] 山中監事、齋藤監事、伊藤副学長
[Zoom] 市橋副学長、田代副学長、川合副学長、川又副学長、木崎副学長、
伊藤副学長、末松人文社会科学部研究科長、禹経済学部長、薄井教育学部長、
黒川理工学研究科長、石井理学部長、前山工学部長

- 坂井学長から、小安委員及び砂川委員が本会議を欠席する旨報告があった。
- 令和3年度第3回議事要録の確認について
令和3年度第3回国立大学法人埼玉大学経営協議会議事要録（案）の確認が行われ、
了承された。

※各事項における意見等は次のとおり（☆学外委員、△学内委員等）

- 審議事項
 - 1 業務方法書の変更について
西井理事から、資料2に基づき、国立大学法人法の一部改正等に伴う業務方法書の変更認可申請についての説明があり、審議の結果、承認された。
 - 2 役員期間における退職手当の業績勘案率について
西井理事から、資料3に基づき、「埼玉大学における役員退職手当の業績勘案率の基準」により業績勘案率を算出し、退職手当を決定したい旨の説明があり、審議の結果、承認された。
 - 3 特定年俸制の導入に伴う関係規則等の制定等について
西井理事から、資料4に基づき、導入される特定年俸制の適用範囲、給与体系、評価方法等の概要について説明があり、審議の結果、承認された。
- ☆ 現行の年俸制適用者は特定年俸制には移行できないのか、現行の年俸制と特定年俸制にはどのような違いがあるのかについて説明願いたい。また、評価結果による給

与増額分の原資や、相対評価・絶対評価等の評価手法の詳細についても説明願いたい。

△ 現行の年俸制は退職手当を支給しない代わりに、文部科学省から予算措置された年俸制導入促進費を原資として給与に退職手当相当額を加算して支給している。ただし、平成30年度末時点で既に年俸制適用となっている者は退職まで文部科学省からの予算措置の対象となることができるが、それ以降の適用者については対象外となった。導入される特定年俸制では通常の退職手当の仕組みを維持して、業績評価により処遇の上げ下げを行うこととなっている。現行の年俸制適用者は財源の事情、短期間での変更による労働条件の不安定化、事務手続きの複雑さ等の関係から、特定年俸制への移行対象から除いている。評価についての基本は絶対評価であり、部局単位で評価基準を検討してもらうこととなる。ただし、財源の関係から、一定割合の教員にS評価を出して高い処遇を与える、といった最終的な段階では相対的な比較が求められることとなる。まずは新規採用者から順次適用となり評価対象人数は少ないため、初回からいわゆる紋切り型の相対評価とはならず、丁寧に評価を行っていくことになることを想定している。

☆ 大学としては、特定年俸制の教員を積極的に採用していきたいのか、それとも一部の者だけが適用されるような制度ということが良いのか。

△ 在職者については労働条件の変更となるため、同意を得た者のみの適用となる。今後の新規採用者は原則として特定年俸制適用者となるが、現時点で採用手続きを進めている最中の案件については特定年俸制の関連規則等が制定されていなかったことから、同意があった者のみ適用となる。

☆ 以前からの在籍者は別として、これからの大学教員における採用者は、特定年俸制が主たるものとなるという認識で良いか。

△ その認識で相違ない。

4 令和4年度予算編成方針について

西井理事から、資料5に基づき、令和4年度予算編成方針について説明があり、審議の結果、承認された。

5 第4期中期目標・中期計画について（事前書面審議）

川又副学長から、資料6に基づき、令和4年1月7日（金）から1月18日（火）の期間で事前書面審議を行った第4期中期目標（原案）・中期計画（案）について、1月21日（金）に各委員からの意見等を反映した上で文部科学省に提出した旨報告があった。第4期中期目標（原案）・中期計画（案）における事前書面審議結果を踏まえた修正箇所や文部科学省からの指摘事項対応等について説明があり、審議の結果、承認された。

○ 報告事項

1 経営等人材の確保及び育成の方針並びに経営協議会における学外委員選考及び運営方針の制定について

坂井学長から、資料7に基づき、国立大学法人ガバナンス・コードの適合状況等において未実施となっていた事項に対応するため、経営等人材の確保及び育成の方針並びに経営協議会における学外委員選考及び運営方針を制定した旨報告があった。

2 令和4年度予算の内示について

西井理事から、資料8に基づき、文部科学省における令和4年度国立大学関係予算(案)及び本学への令和4年度予算内示の状況について報告があった。

3 令和2年度業務の実績に関する評価結果について

川又副学長から、資料9に基づき、国立大学法人評価委員会による令和元年度に係る業務の実績に関する評価結果について報告があった。

○ その他

1 埼玉大学の最近の動向について

坂井学長及び伊藤副学長から、埼玉大学における最近の活動内容について、下記のとおり報告があった。

(1) 埼玉大学の状況について (坂井学長)

令和4年1月15日(土)及び16日(日)に実施された大学入学共通テストについては、本学は6会場の運営を無事に終えることができた。他の会場では傷害事件や津波の影響などがあったほか、カンニングについての報道もされており、本学としても今後注意していきたい。

新型コロナウイルス感染者数が国内で急増しており、本学でも同様の状況である。本学では昨年の秋までに約120名の感染者報告があったが、1月に入って既に60名程度の報告がある。埼玉県においても「まん延防止等重点措置」が発出されているが、本学としてはリスクレベルを「レベル2」のまま維持し、変わらず運営をしていきたいと考えている。ただし、課外活動については来週の試験期間終了までは活動停止としている。

文部科学省より、新型コロナウイルス感染症の影響で大学入学共通テスト又は個別試験を受けることができなかった受験生の救済措置を検討するよう指示があった。本学としても実技試験等が必須なものを除き、基本的には救済措置を対応していくこととして大学ホームページにも掲載している。

(2) DXとICTインフラ整備等の状況について (伊藤副学長)

VDI(仮想デスクトップ)システムや外線内線スマートフォンの導入、学内有線ネ

ットワークと無線 LAN の拡充等を通じて、感染症対策や働き方改革に資するリモートワーク環境整備やフリーアドレス化推進を実施している。また、防災の観点からサーバー室の水没を防ぐための高層階への移設等も計画しており、これらの取組は文部科学省からの令和 3 年度概算要求により措置された予算や令和 3 年度補正予算等を用いて順次実施している状況である。

2 次回日程（令和 4 年 3 月 1 7 日（木））

坂井学長から、次回日程の開催時刻については、改めて各委員のご都合を伺いたい旨の連絡があった。

以上